

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお回します



祝日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課 (☎206661)
●11月23日(勤労感謝の日)＝収集します

じんけんは21世紀のキーワード

市役所人権啓発課
11月11日～12月10日は、長崎県同
和問題啓発強調月間です。

12月4～10日は人権週間

長崎地方法務局佐世保支局総務課 (☎244850)
●県下一斉無料電話相談 (☎0120・7838・77) とき 12月4日9～18時 相談内容 ①家庭内や近隣間のトラブルなど ②特設人権相談所 とき、ところ 12月8日10～15時 ひまわりの館 (吉井町前岳)

人権週間にちなみ、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。
●県下一斉無料電話相談 (☎0120・7838・77) とき 12月4日9～18時 相談内容 ①家庭内や近隣間のトラブルなど ②特設人権相談所 とき、ところ 12月8日10～15時 ひまわりの館 (吉井町前岳)

ごみの焼却禁止・不法投棄防止にご協力ください

市廃棄物・リサイクル対策課 (☎206600)
ごみの焼却は主に次の場合を除き禁止されています。宗教行事などの焼却 農・林・漁業のためのやむを得ない焼却 たき火などのうち軽微(地域の生活環境に影響がない程度)なもの 家庭から出る草木類は、ごみ処理券を張らずにごみステーションに出すことができます(1回2袋まで)。市では警察と連携して、ごみの焼却・不法投棄防止のためパトロールを実施しています。

狩猟解禁中の山歩きなどにご注意ください

県北振興局総務企画課 (☎20374)
山野など(鳥獣保護区などの規制区域、人家のある場所、公園などを

平成18年 新年交歓会

とき 1月4日11時
ところ ホテル万松楼
会費 1,500円
申込期間 11月7日～12月9日
申し込み 名刺と会費を添えて市役所秘書課へ

【お尋ね】
・市役所秘書課
・佐世保商工会議所 (☎22-6121)

12月9日10～15時 アルカスSAS EBO2階・スピカ 相談内容 ①家庭・職場・近隣間、相続・登記に関する問題など

「ねんきんダイヤル」のご利用を

佐世保社会保険事務所 (☎341148)、市役所戸籍住民課
①年金相談共通 (☎0570・05・1165) ②年金受給者向け共通 (☎0570・07・1165)

老人医療対象者の高額医療費支給申請手続き

市役所国民健康保険課

月の自己負担限度額(所得により異なります)を超えて一部負担金を支払った場合、申請により高額医療費が支給されます。一度申請すると翌月以降の申請は不要となり、該当した場合はその都度指定口座に振り込まれます。手続き 保険証、老人医療受給者証、郵便局以外の本人名義の通帳、印鑑(同一世帯の2人以上の申請で、同一口座に振り込み希望の場合でもそれぞれ異なる印鑑が必要)を持参して同課各支所、各

行政センターで 非課税世帯で、併せて入院時食事代の差額支給申請をする人は領収書の提示が必要です。

人間ドックで体と歯のチェックを

市役所国民健康保険課

●短期(半日)人間ドック 対象 ①老人医療受給者を除く30歳以上の本市国保加入者 受診場所 市内の各指定医療機関 自己負担金 八千円 定員 先着四百二十五人 受け付け 同課 各支所、各行政センター ②国保精密歯科健診 対象 老人医療受給者を除く20歳以上の本市国保加入者 自己負担金 千円 定員 先着60人 受診場所、受け付け 佐世保市歯科医師会指定の医療機関

国民健康保険税は納期内に納めましょう

市役所国民健康保険課

保険税を長期間滞納すると保険証の有効期間が短くなる場合や、診療費を一時的に全額(10割)自己負担しなければならぬ場合があります。11月は国民健康保険税第6期分の納付月です

市役所納税課

口座振替や納税組合をご利用ください。納め忘れがなく便利です。

いる、宝くじの普及促進と地域住民のコミュニケーション活動の推進を目的とする一般コミュニケーション助成事業により、皆瀬1組町内会の皆瀬祇園太鼓用具整備を行いました。

中央地区総合型地域スポーツクラブ「P・W・M・D」がオープン

ウィルドウ事務局 (☎・ファクス29373)

中央地区(主に旭・花園・清水中学校区)に、子どもから高齢者までスポーツや文化活動(23種目の予定)を気軽に楽しめるクラブを設立します(12月オープン予定)。会員、ボランティアスタッフが募集中です(受付時間 平日8時30分～14時、18～20時)。



農業委員会委員の選挙人名簿登録申請書の提出

市選挙管理委員会事務局

来年1月1日現在で同名簿を作成

住宅用地などの申告を

市役所資産課

住宅用地の申告 対象 家屋の新築、解体などで用途の変更があった人 現所有者申告 対象 土地や家屋の所有者が亡くなり、それを所有することになって、相続登記をしていない人 家屋滅失申告 対象 家屋の一部または全部を取り壊した人 不動産取得税の軽減(お尋ね)県税事務所 ☎24211) 条件はありますが、土地・家屋を取得した場合に税が軽減されます。

平成17年分の年末調整説明会

佐世保税務署 (☎22165)

とき 11月22日13時30分～15時
ところ アルカスSASEBO

地価一覧表をご覧ください

市役所財産管理課

ところ 市役所6階行政資料閲覧コーナー、各支所、各行政センター、市立図書館 内容 公示価格(地価公示法により国土交通省が1月1日現在で調べ、3月末に公示したもの) 標準価格(国土利用計画法により県知事が7月1日現在で調べ、9月末に告示したもの) 市内の土地を利用現況別に約百三十力所選り、不動産鑑定士の評価を基に1平方メートルあたりの価格で表示しています。

申請書は各農協営農組合長を通じて対象世帯に配布 対象 昭和61年4月1日までに生まれた市内在住者で次のいずれかに該当する人 千平方メートル(10ア)以上の農地を耕作している農業経営者 農業経営者と同居している親族またはその配偶者(内縁を除く) 千平方メートル(10ア)以上の農地を耕作している組合員、社員または株主は年間おおむね60日以上耕作に従事している人 提出 11月30日までに所属の農協営農組合長へ

永久選挙人名簿、在外選挙人名簿をご覧ください

市選挙管理委員会事務局

とき 12月3～7日8時30分～17時 ところ 同事務局(3～4日は市役所1階・管理員室) 永久選挙人名簿の登録資格 昭和60年12月2日までに生まれ、ことし9月1日までに住民基本台帳に登録された人(12月1日現在で調べ、新たな有資格者を12月2日に追加登録します) 在外選挙人名簿の登録資格 20歳以上の日本国民で国外へ住所を移した人(ほかに条件あり。同委員会に申請があった人を随時登録)

人権シリーズ

高齢者の人権 高齢者の人権問題を解決していくためには、社会保障制度の充実を図るとともに、地域などで高齢者との日常的な交流を促進し、高齢者の豊かな経験や知識を尊重する環境作りを進め、「若い」に対する偏見を無くしていくことが必要です。また、高齢者自身も、社会とのかかわりについて前向きな意識を持つことが大切です。 お尋ね 市役所人権啓発課